

平成 25 年 9 月 2 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アカウンティング・サポート部

**実務対応報告公開草案第 39 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する
取引に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 25 年 7 月 2 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 39 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（以下、「本公開草案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 総額法の適用と自己株式処分差額の認識時点について

【意見】

本公開草案の採用する企業から信託への自己株式処分時に自己株式処分差額を認識する取扱いについて反対するものではない。しかし、期末に総額法を適用して信託財産を企業の財務諸表に計上する方法をとりながら、自己株式処分差額を信託への処分時に認識するとした結論の背景を明らかにすることが適当と考える。

【理由】

まず、期末に総額法を適用することは、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の脚注 10 なお書きに示された考え方、及び、実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」の自益信託の取扱いと整合する取扱いで

ある。この総額法の取扱い、信託を委託者である当該企業の財産として処理する会計処理とより整合することから、自社株式処分差額の認識時点は、「信託から従業員持株会へ株式を売却した時点」とすることがより適当と考えられる。

次に、本公開草案では、会社法の取扱いとの整合性を踏まえた企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第5項の定めとの親和性があること、及び、信託が他益信託であり、企業が信託を同一の存在とみなせないことを踏まえて、「企業から信託へ自己株式を処分した時点」で自己株式処分差額を認識する取扱いを採用するものとしている。

しかしながら、総額法を支持する意見と自己株式処分差額の認識時点を支持する意見とは、一貫しておらず、整合性がとれているとはいえないと考えられる。したがって、結論の背景においては、そのような点も踏まえ、信託を通じた自社の株式の従業員等への交付取引という異なる側面を有する複雑な取引の経済的実態（取引の経済的側面と法的側面、自益信託の扱いを踏襲する側面と本来の他益信託の扱いを重視する側面）を考慮した折衷案として結論付けたことを明らかにすることが適当と考える。

2. 従業員へのポイントの割当等に関する会計処理について

【意見】

本公開草案においては、ストック・オプションとの類似性が高いことに着目した会計処理であるということを意見の一つとして、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」を支持している。しかしながら、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする」点については、必ずしもストック・オプションの会計処理と整合していないと考えられる。したがって、必ずしもストック・オプションの会計処理と整合していない点を含む会計処理が採用されている理由を明らかにすることが適当と考える。

更に、最終的には、実務面の煩雑さや便宜を考慮し、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」を前提に、信託への資金拠出時とほぼ同じ時期に行われることが多いと考えられる「信託による株式取得時の株価を基礎として費用を算定する会計処理」を採用し「取引開始後の自社の株式の株価を反映しない」方法を支持するに至ったことが明らかになるように結論の背景で解説することが適当と考える。

【理由】

本公開草案で検討されている各従業員へのポイントの割当ての会計処理の3つの方法の中では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づくストック・オプションの会計処理と最も整合する方法は、本公開草案第48項で検討されている「ポイント割当時の株価を基礎とし、その後の株価変動は反映しない方法」である。他方で、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」では、「取引開始後の自社の株式の株価を反映しない」ことは、ストック・オプションの会計処理と整合してい

る。また、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする」ことは、自己株式処分差額の認識時点を「企業から信託へ自己株式を処分した時点」を支持する考え方と整合すること、及び、企業が信託へ資金を拠出した時点で企業が負担する資金の拠出額が確定し、この確定した金額により費用配分を行うことで実務上の便宜を図ることができることにより支持されている。したがって、ストック・オプションの会計処理と整合させることより、後者の理由が優先されたことによると考えられる。

3. 本公開草案の対象の範囲とする取引について

【意見】

本公開草案の「範囲」で示される「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」及び「自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」を構成する条件（第3項、第4項）、及び、「会計処理」で示される総額法を適用するための二つの要件（第5項(1)(2)、及び、関連する説明規定（第6項、第10項））の関係を整理し、本公開草案の対象となる取引を明らかにすることは、実務上の対応を容易にすると考える。

【理由】

本公開草案では、対象となる「従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引」及び「自社の株式を受け取ることができる権利（受給権）を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」が概ねどのような条件により構成されているのかを具体的に示している（第3項、第4項）。さらに、この点について、結論の背景では、「概ね以下から構成されている。」との表現を用いて、本公開草案第3項及び第4項に記載された取引の内容と大きく異ならない取引、すなわち、取引の内容、目的、その他取引の経済的実態が類似している取引についても、本公開草案の適用対象になるかどうかの判断に混乱を生じさせないように配慮している（第24項）。

他方で、総額法の対象となる信託の二つの要件として、（1）委託者が信託の変更をする権限を有している場合（第5項(1)）で、（2）企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない場合（第5項(2)）であることが定められている。さらに、本公開草案では、上記第5項(1)の要件は、前述した本公開草案第3項と第4項の取引を構成する条件に含められていることが言及され、第5項(2)の要件も、本公開草案第3項と第4項の条件を満たしている（第6項、第10項後段）と説明している。

しかし、このように本公開草案の対象となる取引を構成する条件（第3項、第4項）と会計処理の要件（第5項、第6項、第10項）とをそれぞれ個別に定めることは、総額法の対象となる信託の取引かどうかの判断を複雑にするものと考えられる。

このような複雑な定めを解消するため、本公開草案第 3 項及び第 4 項において、上述した 2 つの要件（第 5 項(1)(2)）が、取引を構成する条件に含まれていることを明確にする記述を補足し、結論の背景において、本公開草案第 5 項に示される要件を必要と考える理由について解説することが適当と考える。

このような調整を図ることにより、本公開草案第 5 項（及び第 10 項前段）では、「対象となる信託が、第 3 項（第 10 項前段においては、第 4 項）の取引であれば、企業は期末において総額法を適用し、信託の財産を企業の個別財務諸表に計上する」ことを定めることで足り、第 6 項及び第 10 項後段の記述も削除できるものとする。

4. 設例について

【意見】

本公開草案の設例に、以下のような改善を加えることが適当と考える。

- ① 各設例の「2. 会計処理」では、A 社における会計処理と信託における会計処理が明確な区別なく示されており、会計処理を理解することが難しいと考える。これを改善するために、A 社における会計処理と信託における会計処理を並列させ、時系列に取引時点ごとに示すことが適当と考える。
- ② 各設例の「2. 会計処理」の A 社及び信託における会計処理に示される「信託口」には、信託の設定及び運営の諸費用に充当するために企業から信託に支払われた仮払金の性質を有するものと、信託内における受益者に帰属する純額の預り金（または、預け金）の性質を有するものがあると考えられる。それぞれの性質に基づいて異なる会計処理が想定されているにも拘らず、同一の「信託口」という勘定科目を利用していることから、会計処理を理解することが難しいと考える。これを改善するために、それぞれの「信託口」の性質に基づいた勘定科目等（たとえば、「仮払金（信託口）」、「預り金／預け金」（信託口））を使用することが適当と考える。
- ③ [設例 1] の前提条件に含まれる「(4) 信託における A 社株式の売却時（X1 年 4 月から X2 年 3 月）」、「(6) 信託から持株会への A 社株式の売却時（X2 年 4 月から X3 年 3 月）」及び、[設例 2] の前提条件に含まれる「(6) 信託から従業員持株会への A 社株式の売却時（X2 年 4 月から X3 年 3 月）」の表現は、どの時点の時価が利用されているのかが不明瞭である。この点については、実務上、取引時点の時価が存在することを考慮し、特定の時点の時価であることを明らかにすることが適当と考える。
- ④ 本公開草案においては、信託による自社の株式の取得が複数回にわたって行われる場合の会計処理が言及されている（第 12 項、第 13 項、第 56 項）。このような場合の会計処理は実務上の対応が難しいと考えられるが、設例が示されていない。

本公開草案に基づいた会計処理を明らかにするため、このような取引を前提とした設例を含めることが適当と考える。

【理由】

本公開草案に、設例において複雑な会計処理を正しく理解するために、上述の改善を行うことは、適切な実務対応を促進するうえで、重要であると考え。なお、個々の設例への改善を必要とする理由については、上述の【意見】に含めることとする。

以 上